

東北電原設第 10 号
令和 3 年 12 月 10 日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東北電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
樋口 康二郎

工事計画認可申請書の一部補正について

令和 3 年 11 月 24 日付け東北電原設第 6 号をもって申請しました工事計画認可申請書について、別紙のとおり一部補正いたします。

別 紙

目 次

1. 工事計画認可申請書の補正項目を記載した書類
2. 補正を必要とする理由を記載した書類
3. 補正前後比較表
4. 補正内容を反映した書類

1. 工事計画認可申請書の補正項目を記載した書類

補正項目

補正項目は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
申請範囲 III 変更を必要とする理由を記載した書類	「3. 補正前後比較表」による。
IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類	「3. 補正前後比較表」による。

2. 挿正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

令和3年11月24日付け東北電原設第6号にて申請した工事計画認可申請書に添付している「IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類」について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の規定に基づき認可の申請をした設計及び工事の計画を一部補正することに伴い、その発信年月日及び発信番号を反映する。また、「申請範囲」及び「III 変更を必要とする理由を記載した書類」について、誤記修正および記載の適正化を行うため補正する。

3. 補正前後比較表

女川原子力発電所第2号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表
【申請範囲】

変更前	変更後	備考
<p>6 廃棄設備</p> <p>6.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備</p> <p>6.2.1 サプレッショングループ水貯蔵系</p> <p>(9) 主要弁</p> <p>(10) 主配管</p> <p>7 原子炉格納施設</p> <p>7.1 原子炉格納容器</p> <p>(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部</p> <p>7.3 圧力低減設備その他の安全設備</p> <p>(8) 原子炉格納容器調気設備</p> <p>ニ 主要弁</p> <p>ホ 主配管</p> <p>(三) 附帯設備</p> <p>2 非常用予備発電装置</p> <p>2.3 その他の電源装置</p> <p>2.3.1 無停電電源装置</p> <p>(1) 無停電電源装置</p> <p>・無停電交流電源用静止形無停電電源装置</p> <p>2.3.2 電力貯蔵装置</p> <p>(2) 電力貯蔵装置</p> <p>・125V 蓄電池 2A 及び 2B</p> <p>O 2 電 R 0</p>	<p>6 廃棄設備</p> <p>6.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備</p> <p>6.2.2 液体廃棄物処理系</p> <p>6.2.4 サプレッショングループ水貯蔵系</p> <p>(9) 主要弁</p> <p>(10) 主配管</p> <p>7 原子炉格納施設</p> <p>7.1 原子炉格納容器</p> <p>(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部</p> <p>7.3 圧力低減設備その他の安全設備</p> <p>(8) 原子炉格納容器調気設備</p> <p>a. 原子炉格納容器調気系</p> <p>ニ 主要弁</p> <p>ホ 主配管</p> <p>(三) 附帯設備</p> <p>2 非常用予備発電装置</p> <p>2.3 その他の電源装置</p> <p>2.3.1 無停電電源装置</p> <p>(1) 無停電電源装置</p> <p>・無停電交流電源用静止形無停電電源装置</p> <p>2.3.2 電力貯蔵装置</p> <p>(2) 電力貯蔵装置</p> <p>・125V 蓄電池 2A 及び 2B</p> <p>O 2 電 R 1</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

女川原子力発電所第2号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表
【III 変更を必要とする理由を記載した書類】

変更前	変更後	備考
<p>III 変更を必要とする理由を記載した書類</p> <p>平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえた工事に伴い、以下の変更を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統設備のうち、残留熱除去設備の残留熱除去系主要弁について、経年劣化対策として改造（弁構造変更）を行う。 (2) 原子炉冷却系等設備のうち、残留熱除去設備の残留熱除去系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。 (3) 原子炉冷却系等設備のうち、非常用炉心冷却設備の高圧炉心スプレイ系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。 (4) 原子炉冷却系統設備のうち、非常用炉心冷却設備の低圧炉心スプレイ系ポンプについて、性能改善および信頼性向上の観点から改造（電動機容量変更）を行う。 (5) 原子炉冷却系統設備のうち、原子炉冷却材補給設備の原子炉隔離時冷却系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。 (6) 原子炉冷却系統設備のうち、原子炉冷却材浄化設備の原子炉冷却材浄化系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。 (7) 計測制御系統設備のうち、制御材の制御棒（ハフニウム板）を用いないことから廃止する。 (8) 燃料設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料プールについて、制御棒貯蔵ハンガの改造に伴い、改造（容量変更）を行う。 (9) 放射線管理設備のうち、生体遮へい装置の中央制御室しゃへい壁について、信頼性向上の観点から改造（鋼板扉の追加）を行う。 (10) 廃棄設備のうち、気体、液体又は固体廃棄物処理設備のサプレッションプール水貯蔵系を用いないことから、主要弁および主配管を廃止する。 (11) 原子炉格納施設のうち、原子炉格納容器の配管貫通部について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造を行う。 (12) 原子炉格納施設のうち、圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器調気系主要弁について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（駆動方法変更）を行う。 (13) 原子炉格納施設のうち、圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器調気系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上および耐震性の向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。 (14) 附帯設備の非常用予備発電装置のうち、その他の電源装置の無停電交流電源用静止形無停電電源装置について、経年劣化対策として改造（更新）を行う。 (15) 附帯設備の非常用予備発電装置のうち、その他の電源装置の125V蓄電池2A及び2Bについて、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（容量等変更）を行う。</p>	<p>III 変更を必要とする理由を記載した書類</p> <p>平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえた工事に伴い、以下の変更を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統設備のうち、残留熱除去設備の残留熱除去系主要弁について、経年劣化対策として改造（弁構造変更）を行う。 (2) 原子炉冷却系統設備のうち、残留熱除去設備の残留熱除去系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。 (3) 原子炉冷却系統設備のうち、非常用炉心冷却設備の高圧炉心スプレイ系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。 (4) 原子炉冷却系統設備のうち、非常用炉心冷却設備の低圧炉心スプレイ系ポンプについて、性能改善および信頼性向上の観点から改造（電動機容量変更）を行う。 (5) 原子炉冷却系統設備のうち、原子炉冷却材補給設備の原子炉隔離時冷却系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。 (6) 原子炉冷却系統設備のうち、原子炉冷却材浄化設備の原子炉冷却材浄化系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。 (7) 計測制御系統設備のうち、制御材の制御棒（ハフニウム板）を用いないことから廃止する。 (8) 燃料設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料プールについて、制御棒貯蔵ハンガの改造に伴い、改造（容量変更）を行う。 (9) 放射線管理設備のうち、生体遮へい装置の中央制御室しゃへい壁について、信頼性向上の観点から改造（鋼板扉の追加）を行う。 (10) 廃棄設備のうち、気体、液体又は固体廃棄物処理設備のサプレッションプール水貯蔵系を用いないことから、主要弁および主配管を廃止する。 (11) 原子炉格納施設のうち、原子炉格納容器の配管貫通部について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造を行う。 (12) 原子炉格納施設のうち、圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器調気系主要弁について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（駆動方法変更）を行う。 (13) 原子炉格納施設のうち、圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器調気系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上および耐震性の向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。 (14) 附帯設備の非常用予備発電装置のうち、その他の電源装置の無停電交流電源用静止形無停電電源装置について、経年劣化対策として改造（更新）を行う。 (15) 附帯設備の非常用予備発電装置のうち、その他の電源装置の125V蓄電池2A及び2Bについて、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（容量等変更）を行う。</p>	誤記修正

女川原子力発電所第2号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類】

変更前	変更後	備考
<p>IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類</p> <p>当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日は以下の通り。</p> <p>女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書番号 東北電原設第9号（平成25年12月27日）</p> <p>以下、設計及び工事計画認可申請書の一部補正を行った書類番号 東北電原設第1号（令和2年5月29日） 東北電原設第3号（令和2年9月30日） 東北電原設第5号（令和2年11月30日） 東北電原設第6号（令和3年2月19日） 東北電原設第7号（令和3年3月31日） 東北電原設第5号（令和3年11月24日）</p> <p style="text-align: right;">O 2 IV R O E</p>	<p>IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類</p> <p>当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日は以下の通り。</p> <p>女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書番号 東北電原設第9号（平成25年12月27日）</p> <p>以下、設計及び工事計画認可申請書の一部補正を行った書類番号 東北電原設第1号（令和2年5月29日） 東北電原設第3号（令和2年9月30日） 東北電原設第5号（令和2年11月30日） 東北電原設第6号（令和3年2月19日） 東北電原設第7号（令和3年3月31日） 東北電原設第5号（令和3年11月24日） <u>東北電原設第9号（令和3年12月10日）</u></p> <p style="text-align: right;">O 2 IV R 1 E</p>	<p>令和3年12月10日に一部補正した女川原子力発電所第2号機設計及び工事計画認可申請書の発信年月日及び発信番号の反映</p>

4. 挿正内容を反映した書類

6 廃棄設備

6.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備

6.2.2 液体廃棄物処理系

6.2.2.4 サプレッションプール水貯蔵系

(9) 主要弁

(10) 主配管

7 原子炉格納施設

7.1 原子炉格納容器

(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部

7.3 圧力低減設備その他の安全設備

(8) 原子炉格納容器調気設備

a. 原子炉格納容器調気系

ニ 主要弁

ホ 主配管

(三) 附帶設備

2 非常用予備発電装置

2.3 その他の電源装置

2.3.1 無停電電源装置

(1) 無停電電源装置

・無停電交流電源用静止形無停電電源装置

2.3.2 電力貯蔵装置

(2) 電力貯蔵装置

・125V 蓄電池 2A 及び 2B

III 変更を必要とする理由を記載した書類

平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえた工事に伴い、以下の変更を行う。

- (1) 原子炉冷却系統設備のうち、残留熱除去設備の残留熱除去系主要弁について、経年劣化対策として改造（弁構造変更）を行う。
- (2) 原子炉冷却系統設備のうち、残留熱除去設備の残留熱除去系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。
- (3) 原子炉冷却系統設備のうち、非常用炉心冷却設備の高圧炉心スプレイ系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。
- (4) 原子炉冷却系統設備のうち、非常用炉心冷却設備の低圧炉心スプレイ系ポンプについて、性能改善および信頼性向上の観点から改造（電動機容量変更）を行う。
- (5) 原子炉冷却系統設備のうち、原子炉冷却材補給設備の原子炉隔離時冷却系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。
- (6) 原子炉冷却系統設備のうち、原子炉冷却材浄化設備の原子炉冷却材浄化系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。
- (7) 計測制御系統設備のうち、制御材の制御棒（ハフニウム板）を用いないことから廃止する。
- (8) 燃料設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料プールについて、制御棒貯蔵ハンガの改造に伴い、改造（容量変更）を行う。
- (9) 放射線管理設備のうち、生体遮へい装置の中央制御室しゃへい壁について、信頼性向上の観点から改造（鋼板扉の追加）を行う。
- (10) 廃棄設備のうち、気体、液体又は固体廃棄物処理設備のサプレッションプール水貯蔵系を用いないことから、主要弁および主配管を廃止する。
- (11) 原子炉格納施設のうち、原子炉格納容器の配管貫通部について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造を行う。
- (12) 原子炉格納施設のうち、圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器調気系主要弁について、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（駆動方法変更）を行う。
- (13) 原子炉格納施設のうち、圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器調気系主配管について、重大事故等対処設備としての信頼性向上および耐震性の向上の観点から改造（接続継手追加等）を行う。
- (14) 附帯設備の非常用予備発電装置のうち、その他の電源装置の無停電交流電源用静止形無停電電源装置について、経年劣化対策として改造（更新）を行う。
- (15) 附帯設備の非常用予備発電装置のうち、その他の電源装置の125V蓄電池2A及び2Bについて、重大事故等対処設備としての信頼性向上の観点から改造（容量等変更）を行う。

IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類

当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日は以下の通り。

女川原子力発電所第2号機

設計及び工事計画認可申請書番号

東北電原設第9号（平成25年12月27日）

以下、設計及び工事計画認可申請書の一部補正を行った書類番号

東北電原設第1号（令和2年5月29日）

東北電原設第3号（令和2年9月30日）

東北電原設第5号（令和2年11月30日）

東北電原設第6号（令和3年2月19日）

東北電原設第7号（令和3年3月31日）

東北電原設第5号（令和3年11月24日）

東北電原設第9号（令和3年12月10日）